

利用者登録に関する注意事項《団体登録》

——必ずお読みください——

東久留米市ではスポーツ施設や小・中学校の開放施設を効率的に利用していただくため利用団体の登録を行っています。登録有効期間は2年間で、更新を希望する団体は手続きが必要となります。

スポーツ施設や小・中学校の開放施設（以下「施設」という。）の利用者登録及び利用にあたっては下記事項の遵守・留意をお願いいたします。

《団体登録》

1. 登録の対象となる団体

- ①各種スポーツ施設を利用する団体
- ②スポーツ開放を実施している小学校または中学校の校庭・体育館を利用する団体

2. 登録の要件

- ①スポーツを目的とした利用で、営利活動でないこと
 - ②半数以上が市内在住（住民登録のある方）・在勤・在学者で、5人以上で構成されていること
 - ③その施設を利用するのに適した種目であること
- ※小学校校庭の利用は、児童・生徒に限ります。
- ④高校生以下の団体には必ず成人（18歳以上）の責任者がいること
 - ⑤その他、利用に適さない特別な理由のないこと
 - ⑥団体登録には代表者もしくは登録済証をお持ちの方が手続きにご来館ください。

3. 二重登録の禁止

団体登録の代表者及び構成員は、同種目の団体へ二重登録はできません。
また、団体登録した方は、同種目の個人登録をしないでください。

4. 登録の取り消し

- ①施設及び附帯する備品、貸し出した用具等を利用して、物品等の販売及び入場料や高額な会費の徴収等、営利を目的とする行為をした場合
 - ②施設及び附帯する備品、貸し出した用具等を又貸した場合
 - ③管理者の指定に反する行為をした場合
- ※ 登録後や施設利用後に、登録要件が欠けていたり、公共施設を利用する団体として疑義があつたりしたときは、個別に事情をお聞きする場合がありますのでご了承ください。

5. 登録時の審査

登録時の審査は、住所等確認のための証明書の提出や提示を省略し、申請書に添付いただく名簿上で行うように簡略化しています。よって、名簿に記載されている方が施設を利用できることとなります。

6. 登録団体の責務

- ①良識に従いモラルを守ること
- ②事故の発生を防止するよう努め、万一の事故の責任は団体に帰属すること
- ③施設、設備、備品、用具等に損害を与えた場合は、損害を賠償すること
- ④整理、清掃等を行い現状に復帰すること
- ⑤団体が解散したり登録内容（住所等）に変更が生じたりした場合は、速やかに変更を届け出ること
- ⑥管理者の指示に従うこと

7. 抽選の対象となる施設

- ①スポーツセンター ②野球場 ③テニスコート ④運動広場 ⑤青少年センター
- ⑥スポーツセンター会議室 ⑦野外訓練施設 ⑧ゲートボール場

○申請書記入上の注意

（代表者） 代表者（団体責任者）は、成人（18歳以上）であること。

（連絡先） 通知、連絡、問い合わせに「確実」に対応できる方を記入してください。

また、貸し出しの管理上、やむを得ない場合を除き、他団体との重複は避けるよう、お願いします。

メールアドレスは、必要に応じて、登録完了後に付与されたIDで施設予約システムにログインし、ご入力（変更）ください。

（施設予約システムのトップページ右上からログインできます）

（名簿） 実際にプレーする方全員を記入してください。

団体で作成済のもので要件を満たしていれば代替可です。

（情報公開） 団体等の情報は原則非公開としておりますが、メンバー募集等を希望する場合は「有」にチェックしてください。問い合わせがあった場合に限り連絡先を公開することがあります。

（利用許可書） スポーツセンター及びスポーツセンター会議室を利用の方の利用許可書の郵送希望について確認します。郵送を希望しない場合は□、希望の場合は不要です。

○問い合わせ

東京ドームスポーツセンター東久留米 **電話**042-470-7900
(東久留米市スポーツセンター)

東久留米市教育委員会
東京ドームスポーツセンター東久留米
(東久留米市スポーツセンター)